

農 業 だ よ り

新規就農者の制度について

農地中間管理事業による農用地等の借り手を募集します

公益財団法人やまがた農業支援センターでは、今年度も以下のとおり農用地等の借受希望者を募集します。

1 応募方法

農用地等の借受希望者の募集・受付は市町村担当窓口で行います。申込用紙は新庄市農林課の窓口にありますので、所定の事項を記入のうえ、ご提出ください。

2 募集期間

令和5年5月8日(月) から 令和6年2月29日(木) まで

3 募集区域

公益財団法人やまがた農業支援センターのホームページまたは新庄市農林課窓口でご確認ください。



4 注意事項

○借りたい区域が2区域以上ある場合は、募集区域ごとに申し込みが必要です。

- 借りたい区域が新庄市以外の場合は、借りたい区域を所管する市町村への申し込みが必要です。

5 その他

農地を貸したい方からのご相談は、随時受け付けています。耕作できない農地でお困りの方はご相談ください。

【相談窓口・お問い合わせ先】

①公益財団法人やまがた農業支援センター

TEL:023-631-0697 FAX:023-624-6019

URL:https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp

②新庄市農林課 TEL:0233-29-5835(直通)

FAX:0233-22-0989

URL:https://www.city.shinjo.yamagata.jp



①認定新規就農者

青年等就農計画書を作成し、市(青年等就農計画認定審査会)から認定を受けると認定新規就農者として認められます。

1. 認定条件

○認定を受けることができるのは18歳以上45歳未満の者

※条件を満たすと65歳未満の方も認定することができます。

○目標の所得が160万円以上

○年間農業従事日数が1900時間程度(最低1200時間以上)

2. 日 程

○年2回(7月・12月頃)審査会を開始します。

○審査会の前月まで青年等就農計画書の提出してください。

※就農相談は随時受け付けています。お早めにご相談ください。

②新規就農者育成総合対策事業

1. 経営開始資金

【交付金】150万円×3年間

【主な条件】認定新規就農者

前年世帯所得が600万円以下など

2. 経営発展支援事業

【補助率】3/4

【補助対象経費の上限額】1000万円

※経営開始資金の受給者は500万円

【使用用途】農業用施設・機械の整備など

【主な条件】認定新規就農者など

③新庄市新規就農者支援事業

【補助率】1/2

【補助上限額】100万円

【使用用途】農業用施設・機械の整備

【主な条件】認定新規就農者など

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農政企画室:29-5835(直通)



生産資材等高騰緊急対策資金について

9月30日まで貸与期間が延長されます。

燃油や飼料・生産資材などの価格の高騰による厳しい資金繰りが続いています。そこで、再生産や経営の維持安定のために必要な資金を融資します。

1. 対象者
農業（畜産・きのこ類栽培を含む）を営む方
2. 資金の使い道
経営の維持安定のために必要な運転資金
3. 貸付限度額
次の(1)(2)のいずれか少ない額
(1) 500万円、(2) 右表の区分により、栽培面積・飼育頭数などの経営規模に算出単価を掛けた額の合計
4. 貸付利子
基準金利2.25%のうち県と市で1.35%を負担し、0.90%になります。
さらに、金融機関が独自に引き下げを行う場合があります。
5. 償還期間
5年以内（措置なし）
6. 注意事項
○融資枠には限りがあります。
○資金の貸付は需要調査後、山形県より融資額が配分されてからとなります。
7. 相談先
農協、金融機関または下記連絡先までお問い合わせください。

	区分	算出単価
施設園芸 以外	水稲	9000円/10a
	露地の野菜	16万1000円/10a
	露地の果樹	5万7000円/10a
	露地の花き	7万円/10a
施設園芸	加温施設の野菜・果樹	20万1000円/10a
	加温施設の花き	61万9000円/10a
畜産	乳用牛	9万9000円/頭
	肥育牛	6万4000円/頭
	繁殖雌牛	3万7000円/頭
	豚	2万3000円/頭
	鶏	10万8000円/100羽
	めん羊	8000円/頭
きのこ類 栽培	シイタケ	7万8000円/万床
	ナメコ・ブナシメジなど	2万5000円/万ビン

【お問い合わせ先】 農林課農政企画室 29-5835（直通）



環境保全型農業直接支払交付金について

化学肥料・化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

1 支援要件（原則、全て満たす必要があります）

- ・複数の農業者で構成される任意組織であること（規約・組織の口座が必要）
- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること
- ・「みどりのチェックシート」の取り組みを実施していること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動など）に取り組むこと
- ・新庄市内の農地で、かつ農業振興地域内の農地であること
- ・農業再生協議会が定める「生産の目安」を達成していること

2 支援の対象となる取り組みと交付単価

		対象取組	単価/10a
全国 共通	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り2,000円を加算。 ※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバー cropping、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施すること。施用量や播種量に決まりがあります。	
		指導等により増加した有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）の新規取組面積に対して4,000円を加算。 ※新たに有機農業に取り組む農業者を対象としているため、環境直払で有機農業の取り組みを開始する初年度のみが対象となります。	
	堆肥の施用	そば等雑穀、飼料作物（飼料用米、飼料用とうもろこし、飼料用ソルガム）	3,000円
		水 稲：概ね0.5トン/10a以上施用（堆肥の現物窒素含有率0.8%以上）	2,200円
		水 稲：概ね1.0トン/10a以上施用（堆肥の現物窒素含有率0.8%以上） 水稲以外：概ね1.5トン/10a以上施用	4,400円
地域 特 認	冬期湛水管理	8,000円	
	うち、①：畦補強等を実施しないもの	7,000円	
	②：有機質肥料を投入しないもの	5,000円	
	③：①、②両方に当てはまるもの	4,000円	

※同一ほ場での交付金併用はできませんので、いずれかをお選びください。
※本交付金と、（同じ取組内容でもらう）別の国交付金や補助金と併用はできません。
※予算の範囲内での交付となりますので、全国の申請状況により上記単価から減額されることがあります。

3 その他

※取り組みを予定される方は令和5年6月30日まで農林課農業振興室へ「営農活動計画書」を提出する必要があります。様式や詳細等、ご不明点につきましては、以下までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 新庄市農林課 農業振興室 29-5836（直通）

新庄市振興作物シニアチャレンジ支援事業費補助金について

市振興作物における地域の中核的な担い手を育成するため、市振興作物の初期経費に対し支援します。

【対象者】

- ① 本市に住所を有し、交付申請時において65歳未満の者
- ② 市税等の滞納がない者
- ③ 新たに市振興作物の栽培を行う者
- ④ ビニールハウス栽培については50坪以上、それ以外については10a以上の栽培面積を確保できる者
- ⑤ 該当作物を3年以上栽培し、及び該当作物を出荷し、又は販売することを誓約できる者
- ⑥ 農業次世代人材投資資金の給付を受けていない者

【対象品目】

市振興作物（にら、ねぎ、タラの芽、トルコぎきょう、おうとう、シャインマスカット、アスパラガス、さといも、うるい、りんどう、ふきのとう、トマト（ミニトマトを含む。）、きゅうり、行者にんにく、スターチス）

【補助の内容】

- ・種苗購入費・農業資材購入費・農業機械購入費・農業施設導入費
- ・土地改良に要する経費（土地改良区費を除く。）

【補助金の額】

補助経費の2分の1以内（補助上限：300,000円）

※予算の範囲内での補助となりますので、申請状況によりご要望にお応え出来ない場合がございます。予めご了承ください。

問い合わせ先

市農林課または、JAまでご連絡ください。

- ・農林課農業振興室 TEL：29-5836
- ・新庄市農業協同組合 TEL：22-3969
- ・もがみ中央農業協同組合北部営農センター TEL：25-3611

水田活用直接支払交付金の多年生牧草への支援について

牧草の交付単価は、下記のとおりになります。

- ①当年産において播種から収穫まで行うもの：3.5万円/10a
- ②当年産において播種を行わず収穫を行うもの：1万円/10a

- ・6月の経営所得安定対策の交付申請受付の際に、牧草の播種の有無を確認します。
- ・播種した方は、後日、種子購入伝票と作業日誌の提出が必要となりますのでご準備をお願いします。
- ・播種は、昨年の秋蒔きか、今年の春蒔きが対象です。（今年の秋の種子購入伝票は、今年の交付金の根拠書類とはできません。）
- ・再生協議会では、適正播種量を原則として10a当たり2kgとし、種子購入伝票記載の種子量の範囲内で、播種面積を計算します。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農政企画室 29-5835（直通）

農業用廃プラスチック・ビニールの回収日程について

○令和5年6月期の農業用廃プラスチック・ビニールの回収を下記の日程で行います。

回収日	回収時間	回収場所
6月13日(火)	9:00~11:00	新庄市農協 東部ライスセンター 前
	13:00~14:30	新庄市農協 仁間倉庫 前
6月14日(水)	9:00~9:50	もがみ中央農協 昭和支店 前
	10:00~10:50	もがみ中央農協 塩野米倉庫 前
6月15日(木)	9:00~11:00	もがみ中央農協 北部営農センター中央倉庫 前

※回収にかかる料金は、72円/kgです。

回収業者様より、燃料価格高騰等の影響により処分・運搬料について値上げの通知があり、それに応じた形となります。あらかじめご了承ください。（参考：【令和4年11月期料金】66円/kg）

【注意事項】

1. 粗大ごみは受け付けません。
2. 土砂や汚泥を落とし、汚れの少ない状態で搬入してください。
3. 農薬容器やひも類、苗箱の破片等を同じ袋の中に混ぜないでください。
4. 農薬容器は、農薬を全て処分し容器内を水ですすぎ、袋に入れるかひもで持ち手等の部分をくくり、ひとまとめにしてください。（ひもでくくる場合は5～6個程度が望ましいです）
5. 苗箱や肥料袋はビニールひもで束ね（袋に入れない場合）、持ち運びやすくした上で搬入してください。（麻ひも、紙ひも等では回収できません）※苗箱が10枚を超える場合は、10枚でひとくくりにしてください。
6. 袋やひもでひとまとめにする際、計量の都合上、10kg前後の重さでひとまとめにしてください。
7. 袋に入れる場合は袋の口を縛った状態で搬入してください。
8. スムーズな処理を行うため、口座振替での料金支払いにご協力ください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業振興室 29-5836（直通）

新庄警察署からのお知らせ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野焼きは法律で禁止されています

1 野焼きとは

法律で定められた基準を満たした焼却設備を使用しないでごみ（廃棄物）を焼却する行為を「野焼き」といいます。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

2 野焼きの具体例

野焼きに該当するのは、地面で直接焼却する場合だけではありません。

具体的には、

- ・ドラム缶や一斗缶での焼却
- ・ブロックや鉄板等で囲って焼却
- ・地面に穴を掘って焼却 などがありません。

一般家庭でのごみの焼却行為は、ほとんど野焼きに該当します。

3 例外規定

- 法的に認められた焼却炉での焼却
 - 森林の病害虫の駆除を目的とした焼却
 - 農業での凍霜防止、どんと焼きなど社会の習慣上やむを得ない焼却
 - たき火など周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却
- ※ これら例外行為であっても、野焼きを推奨しているということではありません。

4 罰則

廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、

※ 個人の場合

5年以下の懲役

1,000万円以下の罰金

※ 法人の場合

3億円以下の罰金

の罰則に処せられます。

お問い合わせ先：新庄警察署 0233-22-0110

R5年産以降のナラシ事前契約関係の注意点について

R5年産以降のナラシ事前契約関係の注意点について

- 1 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者へのお荷・販売について
数量ゼロのお荷・販売契約⇒原則、交付対象外 とします
 - 2 実需者等への直接販売について
全ての販売区分が数量ゼロ・空欄の販売計画⇒交付対象外 とします
- 5年産の加入申請時に、「ゼロ」や空欄のある場合、
出荷・販売してもその分は交付対象外となりますのでご注意ください

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農政企画室 29-5835（直通）

山形のうまいもの創造支援事業

県では、「農林漁業者自らの6次産業化」や、「食品製造業者の商品開発」に向けた取組みに必要なとなる機械導入等を支援します。

「農林漁業者自らの6次産業化」の取組みに対する支援

■応募資格・・・農業者、林業者又は漁業者

■応募できるプロジェクト・・・

①5年後の目標が次の全てを満たすものであること

ア 産出額が現状の2倍以上増加すること

イ 独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定すること

②事業費200万円以上のプロジェクトであること

■補助対象・・・プロジェクト実現のための機械装置、器具備品及びそれらの導入に伴う施設改修（事務通信機器、既に有する機械の代替品、リース機械は対象外）

■補助率、補助対象経費の上限額・・・県：1/3以内、200万円～3,000万円

「食品製造業者」の取組みに対する支援

■応募資格・・・市内に主たる事業所を有する食品製造業者

■応募できるプロジェクト・・・

①3年後の目標が、次の全てを満たすものであること

ア 農林水産業を起点とした産出額が増加すること

イ 県産農林水産物の使用量(重量又は価格)が増加すること

ウ 県産農林水産物の使用割合(重量又は価格)が現在より10ポイント以上増加すること

又は新たに導入される設備等で使用する県産農林水産物の使用割合(重量又は価格)

が50%以上となること

エ 県内農林漁業者等との取引を拡大すること

オ 雇用を1.5人以上創出すること

カ 独自の目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定すること

②事業費200万円以上のプロジェクトであること

■補助対象・・・プロジェクト実現のための機械装置、器具備品及びそれらの導入に必要な最小限の施設改修(事務通信機器、既に有する機械の代替品、リース機械は対象外)

■補助率、補助対象経費の上限額・・・県：1/3以内、200万円～3,000万円

※県の交付要綱等が未確定のため、「応募できるプロジェクト」及び「補助対象」の内容について一部変更となる場合があります。

【募集期限】令和5年5月31日（水） ※新庄市農林課まで

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業振興室 29-5836（直通）

山形のうまいもの商品開発支援事業

県では、農林漁業者や食料品製造業者が取り組む加工食品の新商品開発や既存商品のブラッシュアップについて支援します。

1 募集する事業の内容

- (1) 県産農林水産物商品開発支援事業
- (2) 県産米粉商品開発支援事業

2 ご利用いただける対象者

- (1) 県産農林水産物商品開発支援事業
 - ① 県内の「農林漁業者」
 - ② 県内の「農林漁業者」であって「食品製造業者」
(県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する「食品製造業者」と連携するもの
又は「食品製造業者」であって、県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」と連携するもの
 - ③ 上記①又は②と連携する県内に主たる事業所を有する「卸売業者」又は「小売業者」
- (2) 県産米粉商品開発支援事業（①及び③は上記同様）
 - ② 県内の「農林漁業者」であって「食品製造業者」
(県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する「食品製造業者」と連携するもの
又は「食品製造業者」であって、当該者又は委託製粉事業者が県内で食品の生産活動を行っている「農林漁業者」と連携するもの

3 対象となる取組み

県産農林水産物を使用した県内製造の加工食品開発・改良の取組み

4 補助金の額

補助対象経費の1/2に相当する額又は50万円（既存商品のパッケージの改良のみは20万円）のいずれか低い額以内 ※予算に限りがあるため、満額交付とならない場合があります。

5 補助対象経費

- (1) 研修費（謝金、旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費）
- (2) 調査検討費（市場調査費、通信運搬費、消耗品費、研修受講費）
- (3) 新商品開発費・既存商品改良費（技術指導費、委託加工費、原材料費、デザイン費等）

6 応募に必要な書類

- (1) 事業計画書の提出文書（公募要領：様式第1号）
- (2) 事業計画書（交付要綱：別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2）
- (3) 製造・販売に必要な許可証又は届出の写し
- (4) その他計画の説明資料（任意様式）
- (5) 環境保全型農業により生産された県産農産物を使用する場合は、認定証等の写し

7 補助要件（主なもの）

原材料：原材料として、県産農林水産物又は県産米粉を使用すること

製造：商品の最終製造（事業主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は、県内で行うものであること

目標：「農林漁業者」；事業完了3年後の事業対象商品の販売額が現状と比較し1.2倍以上

「食品製造業者、卸売業者、小売業者」；事業完了3年目の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上

その他：

- ・新商品開発等に必要な許可又は届出を行って製造・販売を行っていること
- ・令和6年2月29日までに開発商品の販売又は商品化（試作品を完成）すること
- ・商品完成後は、知事が指定するコンテストに出展すること
- ・申請前に事業策定支援者より商品開発に係る助言・指導を受けること（県産農林水産物商品開発支援事業のみ）
- ・やまがた米っ粉クラブへ会員登録し、県産米粉の普及啓発及び利用拡大に努めること（県産米粉商品開発支援事業のみ）

※ 詳細は、「交付要綱」及び「公募要領」をご確認ください。

※ 事業完了後、商品の販売が開始された場合には、その状況を県に報告してください。

8 事業計画の採択

提出された事業計画は、県が設置する審査会において審査を行い、結果は郵送にて通知します。

※ 県予算の範囲内で、取組内容の具体性、利用計画、販売戦略、地域への波及効果等を審査のうえ決定します。

※ 結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じられません。

9 補助金の交付決定

事業採択の通知を受けてから、交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行ってください。

内容審査後、補助金の交付決定を行います。（※交付決定前に事業着手はできません。）

10 補助金手続きの流れ

※ 県産農林水産物商品開発支援事業は、事業策定支援者による助言・指導が必須です。
(事前相談経費として、45,000円の費用負担が必要となります。山形県食産業協議会会員の場合は助成制度があります。)

11 応募期間

令和5年4月19日(水)～令和5年6月6日(火)

12 問い合わせ・事業計画書の提出先

山形県農林水産部県産米・農産物ブランド推進課 [米粉・食品開発担当]

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 (県庁9階)

令和5年度農業経営実践講座生募集のお知らせ

農業技術普及課では、これからの農業を担うあなたのために農業経営実践講座を開講します。講義、実習、視察等を通して技術力を高め、地域農業のリーダーとなる人材の育成や仲間づくりを支援します。

<対象> 新規就農して間もない方

農業技術を習得し、農業経営を改善する意欲の高い販売農家

<対象講座一覧>

講座名 [担当者]	内容
トマト栽培講座 [荘司善守]	本格的にトマト栽培に取り組んでいる生産者を対象とします。 講座内容は栽培講習会・圃場巡回などを予定しています。
促成山菜栽培講座 [長谷川耕太]	促成山菜栽培希望者(たらの芽、うるい等)を対象とします。 講座内容は栽培講習会・促成講習会などを予定しています。
啓翁桜栽培講座 [菅原敬]	栽培希望者を対象とします。啓翁桜の栽培技術について現地巡回等を通じて学びます。
シャインマスカット栽培講座 [荒澤直樹]	シャインマスカットを定植しており、販売しようとする方を対象とします。栽培方法の基礎について、現地巡回等を通じ学びます。
畜産講座 [渡辺清美]	牛の飼養者を対象とします。飼料作物生産、飼養管理等について、現地巡回等を予定しています。
農産加工講座 [羽角彩音]	農産加工に取り組む方を対象とします。農産加工を開始する場合に必要な基礎事項を学ぶ他、加工技術を紹介し、起業への取り組みを支援します。
水稻栽培技術基礎講座 [渡邊賢治]	水稻栽培に取り組む農業者を対象とします。水稻栽培管理の基礎技術を中心に、要望に応じて直播栽培や有機栽培等を含む幅広い内容について、講義や現地巡回を行います。
パソコン簿記講座 [田口奈津子・日向諒]	[基礎編]では複式簿記の基礎を学びます(6～8月、月2回程度)。[実践編]では、農業用簿記ソフト(持参)を利用し、パソコンによる経営管理を行います(12月～2月、月2回程度)。

<お申込み方法・締め切り> 令和5年5月22日(月)まで下記連絡先に申込みください。

【宛先】

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁農業技術普及課担当(藤島)あて

TEL 29-1331 FAX 22-2026

Email ymogaminofu@pref.yamagata.jp

※メールで申し込みの際、件名を「農業経営実践講座受講申込」としていただくようお願いします。

コメ新市場開拓等促進事業及び

畑作物産地形成促進事業が採択されました！

2月にお申込みいただいたコメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業について、「加工用米」、「大豆(加工用)」、「高収益作物(加工・業務用)」が採択されましたので、お知らせします。

なお、申請時に取組みを予定していたものについて、後ほど作業日誌や作業内容の分かる写真等の書類の提出が必要となりますので、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

●取組メニュー一覧

事業名	対象作物	取組メニュー
コメ新市場開拓等促進事業	加工用米 新市場開拓用米 米粉用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑨効率的な施肥 ⑩効率的な農薬処理 ⑪化学肥料の使用量削減 ⑫化学農薬の使用量削減 ⑬多収品種の導入 ⑭農業機械の共同利用 ⑮スマート農業機器の活用 ⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減 ⑰ほ場への炭素貯蓄 ⑱ケイ酸肥料の散布 ⑲省力的な農薬散布
畑作物産地形成促進事業	大豆	①大豆 300A 技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業(傾斜均平) ⑦摘心栽培 ⑧畝間冠水 ⑨団地化の推進 ⑩化学肥料の使用量削減 ⑪化学農薬の使用量削減 ⑫排水対策 ⑬農業機械の共同利用 ⑭スマート農業機器の活用 ⑮土層改良 ⑯畦畔除去 ⑰ほ場由来の温室効果ガスの削減 ⑱ほ場への炭素貯蓄
	高収益作物	①生物農薬の活用 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 ⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ⑧新品種の導入 ⑨排水対策 ⑩農業機械の共同利用 ⑪スマート農業機器の活用 ⑫土層改良 ⑬畦畔除去 ⑭均平作業(傾斜均平) ⑮ほ場由来の温室効果ガスの削減 ⑯ほ場への炭素貯蓄

●その他

水田リノベーション事業の採択を受けた取組面積は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農政企画室 29-5835 (直通)